

令和5年度

津山市雇用対策協定に基づく

事業計画

津 山 市
岡 山 労 働 局

目 次

第1	趣旨	1
第2	令和5年度の主な雇用施策	2
1	連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進	2
	(1) 市と労働局との連携窓口等	
	(2) 雇用労働施策関連情報の提供等	
	(3) 協定に基づく雇用対策の推進	
2	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進	2
	(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援	
	(2) 最低賃金制度の適切な運営及び同一労働同一賃金の徹底	
3	個人の主体的なキャリア形成の促進	3
	(1) 人材育成等の取組	
	(2) 雇用維持及び在籍出向等の取組	
	(3) 企業における人材育成への積極的な支援	
4	多様な人材の活躍促進に向けた取組	4
	(1) 若者への就職支援	
	(2) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	
	(3) 高年齢者の就職支援	
	(4) 障害者の就職支援	
	(5) 生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援	

(6) 外国人に対する支援	
(7) 就職氷河期世代等に対する支援	
5 I J Uターン就職の支援	8
(1) 移住・定住支援事業の推進	
(2) 津山圏域無料職業紹介センターとの連携	
6 人材不足分野における人材確保対策	8
(1) 医療・介護・保育・建設・運輸・警備業等人材不足分野 に対する就職支援	
第3 本計画に基づく取組に関する数値目標	10

第1 趣旨

津山市（以下「市」という。）と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取組むため、令和4年7月11日「津山市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び津山公共職業安定所（以下「ハローワーク津山」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導、その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「津山市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

また、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 令和5年度の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業経済部、労働局においては職業安定部職業安定課を雇用施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの積極的活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。また、ハローワーク津山は、市に対して雇用労働施策の情報を提供するほか、市内の事業所や経済団体、求職者に対し、所内窓口や事業所訪問時等に積極的周知を図る。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすく市民への情報提供に取り組む。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク津山は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、津山市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

「多様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環を実現していくため、これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用のセーフティネットの再整備」の一体的な取組を推進していく。

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備を図る。特に、業務改善助成金の活用促進、岡山県の賃金水準、企業の好事例の情報提供などにより、賃金引上げを支援する。

【津山市が実施する業務】

- ① 企業の最低賃金・賃金の引上げに関する取組や情報について、市の広報誌、ホームページ等の広報媒体を用いて周知を図る。

(2) 最低賃金制度の適切な運営及び同一労働同一賃金の徹底

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 使用者団体・労働者団体の協力を得て、最低賃金額及び同一労働同一賃金に係る法制度や支援策の周知を行う。

【津山市が実施する業務】

- ① 最低賃金額及び同一労働同一賃金に係る法制度や支援策について、市の広報誌、ホームページ等の広報媒体を用いて周知を図る。

3 個人の主体的なキャリア形成の促進

産業構造が変化する中、個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自律的・主体的にキャリアを形成し、その能力を発揮できるための環境整備を進める。また、労働者が成長分野に円滑に労働移動するための必要なスキルアップの支援、在籍型出向などの新たな経験を通じたキャリアアップの取組を支援する。

(1) 人材育成等の取組

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 岡山県立北部高等技術専門校と連携し、職業訓練制度の活用による求職者のスキルアップを図り、再就職の促進を行う。

また、デジタル分野に係る公的職業訓練受講者については、訓練開始前から訓練修了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

【津山市が実施する業務】

- ① 津山まちなかカレッジにおいて研修等を開催し、受講者の就業促進やスキルアップを図る。
- ② 創業希望者等を対象にした創業塾や経営者・経営中核人材を対象にした産業塾のほか、技術者を対象にした生産性向上に資する研修等を開催する。
- ③ 市独自のロボットコンテストを開催し、主に若年層のものづくり意欲の喚起を図る。
- ④ 若手運転手の確保と女性雇用機会の拡大を目的に、津山圏域において事業者の負担で運転手の第二種免許を取得した場合、その経費の一部を補助する。女性運転手の場合、補助率・助成上限額をともに引上げることで利用促進を図る。

(2) 雇用維持及び在籍出向等の取組

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 雇用調整助成金による雇用維持の取組への支援を着実に実施する。また、産業雇用安定センターと連携し、在籍型出向や事業再構築を図り、雇用維持や新たな人材の円滑な受入れに関し、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを行う事業主を支援する。

【津山市が実施する業務】

- ① 原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者の事業継続を下支えするために、事業者支援を実施する。

(3) 企業における人材育成への積極的な支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 企業の人材育成を支援するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」の積極的な活用勧奨を図る。

4 多様な人材の活躍促進に向けた取組

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中、企業にとって人材確保が喫緊の課題となっている。企業と求職者のマッチングの場を積極的に提供するとともに、多様な人材がその能力・経験を十分に発揮し活躍できるよう環境整備を進める。

(1) 若者への就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 合同企業説明会や岡山県北就活フェアを開催し、地域の学生や若者等と地域企業とのマッチングを図る。
- ② 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度（ユースエール認定制度）の周知広報に努める。

【津山市が実施する業務】

- ① 高校生や大学生等を対象とした企業説明会を開催し、地域企業についての認識を深める機会を創出する。
- ② 市内高校生のキャリア教育を推進するために、市内企業が支援可能な講師の派遣や出前授業などを取りまとめ、高校に提供・仲介を行うキャリア教育支援バンク事業の導入を検討する。

(2) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

【岡山労働局が実施する業務】

① 改正女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の周知啓発

令和4年7月8日に女性活躍推進法に基づく省令改正により常時雇用労働者301人以上の事業主に新たに義務付けられた「男女の賃金の格差」に係る情報公表について、対象事業主に対し周知啓発を行う。

また、女性活躍推進への取組が優良な企業には、えるぼし及びプラチナえるぼし認定制度の周知を行い、申請に向けた働きかけを行う。

募集・採用・配置・昇進、教育訓練等における男女間の均等取扱いについて、企業指導等の実施により男女雇用機会均等法の履行確保を図る。

② 女性の就業継続と再就職の促進

女性の継続就業支援に向けて、男女の育児休業の取得促進や育児期の短時間就労など、多様な就業形態を後押しするための広報周知に努める。また、ハローワーク津山内に設置している「マザーズコーナー」の利用促進を図る。

③ ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の実施

「おかやま働き方改革会議」での取組の紹介やセミナーの開催、企業訪問による周知等を通じて、長時間労働の見直しや労働者の意欲向上に向けた意識改革を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性活躍の推進を目指す。

④ 男女ともに、仕事と育児や介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援、仕事と育児の両立を促進するため、事業主に「イクメンプロジェクト」等による男性の育児休業取得の取組事例の紹介や、育児・介護休業等の制度の説明と併せて、両立支援等助成金の活用を促す。

【津山市が実施する業務】

① ワーク・ライフ・バランス推進のための企業向けセミナーを開催する。

② ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取組む企業を「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取組事例を広く紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を応援する。

③ 仕事と生活の両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランス実現への取組や女性が十分に能力を発揮できる環境づくりのため、アドバイザーを派遣して、体制づくりの支援を行う。

【津山市と岡山労働局が共同で実施する業務】

① 女性活躍社会の実現に向け、意識の醸成を図るため、セミナーを開催する。

(3) 高齢者の就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① ハローワーク津山に設置された「生涯現役支援窓口」において、高齢求職者に対するチーム支援や55歳以上の求職者の個別求人開拓を推進する。

【津山市が実施する業務】

- ① 津山市シルバー人材センターが実施する就業先の開拓やシニア人材のマッチングについて、市の媒体を活用して周知するとともに、センター全体への支援を行い、高齢者の就労を促進する。

【津山市と岡山労働局が共同で実施する業務】

- ① 地域の高齢化に対応するため、シニア向けのミニ面接会を開催する。

(4) 障害者の就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 障害者就職面接会の開催における周知広報
積極的に障害者の雇用意向がある企業に対して、求職情報の提供や、就労意欲の高い障害者に対する就労支援を目的とした就職面接会を開催し、求人・求職ニーズのマッチング支援と関係機関との連携により、法定雇用率達成に向けた雇用管理指導を実施する。
- ② もにす認定制度の周知広報
障害者の雇用の促進や安定に関する取組などが優良な中小企業を認定する制度（もにす認定制度）の周知広報に努める。

【津山市が実施する業務】

- ① 就職面接会の周知広報や、就労意欲の高い障害者が特性に応じた職に就けるように津山障害者就業・生活支援センターや岡山障害者職業センター等の関係機関と連携して、求人・求職ニーズのマッチングや福祉施設から一般就労への移行、就労定着を支援する。

(5) 生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 自立支援に向けた連携、情報の共有化
市が支援計画を作成した早期就労が見込まれる要支援者について、情報の共有化を図り、各支援対象者の適性に応じた職業紹介・あっせんを実施し、就労支援の強化を図る。

- ② すまい・生活・しごと総合サポート（HWワンストップ窓口）での就労支援生保事業に基づいた就労支援や、住居・生活等に関する相談等支援に加え、職業訓練等の活用も含め、生活に困窮する者の安定就労の実現に向けた総合的な支援をより積極的に行う。

【津山市が実施する業務】

- ① 津山市自立支援相談センターによる自立支援
生活困窮者を支援対象者として、アセスメントに基づき各個人の状況や目標に応じたプランを策定したうえで、ハローワークの特定相談窓口（生活保護受給者等就労自立促進事業）等と連携した就労支援を行う。
- ② 母子・父子自立支援員による自立支援
就労を希望する「ひとり親」に対して、本人の希望や過去の就労経験、配慮すべき事項等を考慮した「自立支援プログラム」を作成し、ハローワークと連携を図りながら就労支援を行う。

(6)外国人に対する支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 外国人労働者にかかる適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認・改善のための助言、援助を行う。

【津山市が実施する業務】

- ① 日本語の習得により、就労をはじめ日常生活が円滑に送れるようになることを目指し、津山市及びその周辺地域に住む外国人のための日本語教室を開催する。
また、講師不足に対応するため養成講座を実施する。

(7)就職氷河期世代等に対する支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 就職氷河期世代の積極的な採用や、人材育成に対する事業者向け助成制度の活用促進のため、トライアル雇用助成金をはじめとた、各種助成金制度を関係機関と連携して周知活用することにより、就職氷河期世代の支援を実施する。
- ② 就労にあたって課題を有する無業者に対し、関係機関と連携して職業的自立に向けた継続的な支援を推進する。

【津山市が実施する業務】

- ① ニートやひきこもりなどの、就労にあたって課題を有する無業者に対して関係機関と連携しながら、社会的自立に向けた継続的な支援を実施する。

- ② 生活困窮者の自立支援を行う中で就職氷河期世代の支援対象者がいた場合は、労働局及び関係機関等と連携して各種制度の情報提供を図り、就労支援を実施する。

5 I J Uターン就職の支援

I J Uターン希望者を対象とする移住相談会など実施し、津山市への人の環流促進を図る。

(1) 移住・定住支援事業の推進

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 市が実施する各種イベントや相談会に積極的に関与し、ハローワーク窓口等において周知・広報を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① 移住相談会や移住体験ツアー等を開催し、I J Uターン希望者に対して、津山市の産業や地域企業等の紹介、行政サービスや移住支援制度等の情報提供を行う。

(2) 津山圏域無料職業紹介センターとの連携

【岡山労働局が実施する業務】

- ① センターの周知を積極的に行うとともに、情報共有等の連携を図る。

【津山市が実施する業務】

- ① 移住相談会において、就職相談ブースを設け、I J Uターン希望者の支援を行う。
② I J Uターン希望者に対してセンターの周知を行うとともに、津山圏域内企業の面接を受ける場合の交通費助成制度を案内する。

6 人材不足分野における人材確保対策

医療、介護、保育、建設、運輸、警備等の分野については、人手不足が続いていることから、ハローワーク内に設置している「人材サービスコーナー」を中心に重点的なマッチング支援を実施する。

(1) 医療・介護・保育・建設・運輸・警備業等人材不足分野に対する就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 人材サービスコーナー（ハローワーク津山）での就職支援

人手不足が著しい医療福祉分野をはじめ、建設・運輸・警備業の事業所において人材確保と定着を支援するため、ハローワーク内に設置している「人材サービスコーナー」を中心に、面接会の開催や求人充足に向けた条件緩和指導等により重点的なマッチング支援を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① 保育士の確保と定着を図るため、美作大学と連携し、潜在保育士の復職支援や、資格の有無に関わらず保育に興味がある方の就職支援を行うため、就職支援セミナーを実施する。
- ② 県や津山市保育協議会とも連携し、就職に向けての相談や園とのマッチングを行う小規模面接会を実施する。

第3 本計画に基づく取組に関する数値目標

本計画に基づき、津山市及び岡山労働局が取組む雇用施策について、数値目標を設定する。

- ハローワーク津山に登録された津山市に在住する求職者の就職件数 1,617 件（令和5年度）
- 市及び労働局において共催する面接会、企業説明会の参加者数 50 人／回（令和5年度）
- 津山市内企業の「えるぼし」認定事業所数 1 社以上（令和5年度）
- ハローワーク津山「マザーズコーナー」利用者の就職率 95.1%以上（令和5年度）
- 職業訓練修了3か月後における就職件数 94 件以上（令和5年度）
- 「生涯現役支援窓口」における65歳以上求職者の就職件数 75 件以上（令和5年度）
- 障害者就職面接会開催件数 1 回以上（令和5年度）
- 津山市在住の障害者就職件数 109 件以上（令和5年度）
- 津山市在住の生活保護受給者等の就職率 64.6%以上（令和5年度）
- 外国人雇用企業に対する雇用管理指導件数 18 事業所（令和5年度）
- 就職氷河期世代求職者の正社員就職件数 203 件以上（令和5年度）
- 人材不足分野における就職件数 640 件以上（令和5年度）

- 地域産業人材育成プログラムを活用した地域内企業への人材供給
27 人／年（平成30年度）⇒70 人／年（令和6年度）
- 津山まちなかカレッジ研修開催件数
5年累計：750 件（令和2年度～令和6年度）

- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー数：10回
対象年度：令和5年度～令和9年度
- ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業所数：96社
対象年度：令和5年度～令和9年度
- ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣：90回
対象年度：令和5年度～令和9年度
- 福祉施設から一般就労する人数：6人以上（令和5年度）
- 就労定着支援利用者：5人（令和5年度）
- 保育士就職支援セミナー開催回数：2回以上（令和5年度）